

平成31年度（2019年度）

入間市一般廃棄物処理計画（実施計画）

入間市環境経済部 総合クリーンセンター

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 発生量の見込み

一般廃棄物の種類		収集運搬の主体	発生見込み量	搬入先	
家	可燃ごみ	委託業者	23,994 t	総合クリーンセンター	
		自己搬入	1,443 t		
	不燃ごみ	委託業者	1,642 t	総合クリーンセンター	
		自己搬入	213 t		
庭 系 ご み	資 源	プラスチック・ビニール類	委託業者・自己搬入	2,340 t	資源化处理施設
		古布	委託業者・自己搬入	460 t	古布回収業者施設
	紙類	委託業者・自己搬入	1,604 t	古紙回収業者施設	
	ご み	ビン	委託業者・自己搬入	928 t	総合クリーンセンター
		缶	委託業者・自己搬入	337 t	総合クリーンセンター
		ペットボトル	委託業者・自己搬入	542 t	宮寺清掃センター
		有害ごみ	委託業者・自己搬入	24 t	総合クリーンセンター
み	粗大ごみ	委託業者	293 t	総合クリーンセンター	
		自己搬入	1,959 t		
	動物死体	直営・自己搬入	279体	総合クリーンセンター	
事業系ごみ	可燃ごみ	自己搬入又は許可業者	8,677 t	総合クリーンセンター	
	不燃ごみ	自己搬入又は許可業者	20 t	総合クリーンセンター	
	粗大ごみ	自己搬入又は許可業者	41 t	総合クリーンセンター	
し尿		許可業者	869kl	入間西部衛生組合	
浄化槽汚泥		許可業者	11,175kl	入間西部衛生組合	

※表中の「収集運搬の主体」にある許可業者とは、既存の許可業者であって新たに業をしようとする者は含まない。

(2) 処理量の見込み

施設 の 名 称		処 理 方 法	処 理 見 込 み 量	処 理 ・ 処 分 の 内 訳
中 間 処 理	総合クリーンセンター	焼 却	37,141 t	焼却灰処分 (市) 409t 焼却灰処分 (県) 742t 資源化 (民間) 1,000t
		選別・破碎 (破碎系)	1,068 t	アルミ 49t スチール 578t 破碎不適物 64t 破碎残渣処分 (市) 377t
		選別・破碎 (空ビン系)	991 t	白カレット 110t 茶カレット 176t 混合カレット処分 (県) 50t 混合カレット資源化 (民間施設) 650t 生ビン 5t
		選別・圧縮 (空缶系)	241 t	アルミ 187t スチール 54t
	民間処理施設	選別・圧縮	2,105 t	プラスチック製容器包装廃棄物 2,105t
		選別・溶融	216 t	可燃物 (事業系) 216t
		選別・堆肥	200 t	生ごみ (事業系) 200t
		選別・堆肥	76 t	生ごみ (事業系) 76t
	宮寺清掃センター	選別・保管	60 t	乾電池 (資源化) 40t 蛍光管 (資源化) 20t
		選別・圧縮	499 t	ペットボトル (資源化) 499t
最 終 処 分	入間市一般廃棄物最終処分場	埋 立	753 t	焼却灰 362t 焼却残渣 14t 破碎残渣 377t
	埼玉県環境整備センター	埋 立	750 t	焼却灰 700t 混合カレット 50t

し尿処理施設	処 理 見 込 み 量	処 理 ・ 処 分 の 内 訳
入間西部衛生組合清掃センター	12,044 k l	し尿 869k l 浄化槽汚泥 11,175k l

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

方 策	平成31年度（2019年度）事業計画
廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量化、その他一般廃棄物の処理全般に関する事項の審議
ごみ減量化等推進協力会	一般廃棄物の減量化に関する事業への協力
ごみの減量及び資源化に関する啓発の推進	①広報紙等による啓発（広報いるま、入間市の家庭ごみの分け方・出し方、リサイクルプラザ情報紙等） ②施設見学の実施（市立小中学校、各種団体等） ③各種講座、講演会、ごみ減量説明会、出前講座等の実施
一般廃棄物処理業許可業者への指導、啓発の推進	①一般廃棄物処理業許可業者へのごみの減量化及び資源化に関する指導・啓発 ②一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者が総合クリーンセンターに搬入する廃棄物の内容物検査の実施 ③一般廃棄物処理業（処分業）許可業者が行う廃棄物の適正な管理、処分に関する指導
事業系一般廃棄物排出事業者への指導、啓発の推進	事業系一般廃棄物排出事業者へのごみの減量化及び資源化に関する指導・啓発
集団資源回収事業の推進	資源再利用奨励補助金の交付
生ごみ処理機器の普及	生ごみ処理機器購入費補助金の交付
フリーマーケットの開催	①毎月第2日曜日（4月・11月を除く）を「リサイクルの日」と位置付け、リサイクルプラザにおいてミニフリーマーケットを開催 ②毎年11月第2日曜日に「あおぞらフリーマーケット」を入間市博物館「アリット」にて開催
各種リサイクル教室の実施	紙すき、さき織り、マイ・バッグづくり、布ぞうりづくり等
再生品の販売	家具、衣類、日用雑貨等を修理しリサイクルプラザにて展示販売
小型家電リサイクル事業の推進	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の施行を受け、市民一人当たり年間1kg、合計150tを回収目標値とする。 広報紙をはじめ、市公式ホームページ、各区・自治会を対象としたごみ減量推進地区説明会、一般を対象とした出前講座等での啓発に努め、次の方法により回収を進める。 ① ピックアップ回収 不燃ごみ、粗大ごみとして回収されたものの中から、小型家電に相当するものを、破碎処理等を行う前に抜き出す。 ② 拠点回収（ボックス回収） 市内公共施設（15か所）に、回収専用ボックスを設置する。
ごみ分別アプリの活用	ごみ分別アプリにより、分別方法や各種イベント情報を配信し、ごみの適正な分別、資源化等を促進する。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類		内 容	収集頻度
家 庭 系 ご み	可燃ごみ	そのまま焼却できるもので、他の分別に当てはまらない可燃物 (厨芥類、紙ごみ、草木類等)	3回/週
	不燃ごみ	焼却処理による減容処理ができない陶磁器類等の不燃物、金属・プラスチック類・木材などで構成されているもので粗大ごみ以外のものや、硬質のプラスチック類で他の分別に当てはまらない不燃物 (陶磁器類、金属類、硬質プラスチック等)	1回/週
	プラスチック・ビニール類	資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定表示製品(再生資源の利用促進のための分別回収を容易にする識別表示を行うべき製品) プラスチック製容器包装または識別マークが表示されていないものでも、プラスチック製容器包装と同品とする。 (発砲スチロール類、ラップ類、洗剤・食品等のプラスチックボトル等)	1回/週
	古布	繊維の素材を問わず汚損していないもの (シャツ等の衣類、カーテン類)	2回/月
	紙類	古紙業界で取引が確立されている古紙類で、汚れていないもの (新聞※折込広告含む・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック)	2回/月
	ビン	元の用途を問わず内容物がなく、汚れていないビンで、割れたものも含む (ビールビン、一升ビン、調味料の空ビン等)	2回/月
	缶	飲料に用いた空缶及び果物の缶詰に用いた空缶で内容物のないもの (ビール・ジュース等の空缶、くだもの等の空缶)	2回/月
	ペットボトル	ペットボトル (清涼飲料水用・酒類用・しょうゆ用等)	2回/月
	有害ごみ	その成分の中に水銀等を含む品物があるもの及び指定されたもの (乾電池・蛍光管・水銀灯・水銀体温計等)	2回/月
	粗大ごみ	耐久消費財として認められ他の分別に該当しないもので、市が指定したもの (家具・家庭電化製品・布団類・自転車等)	30件/日
事業系ごみ	可燃ごみ	事業所から排出される可燃性一般廃棄物	直接搬入
	不燃ごみ	事業所から排出される不燃性一般廃棄物	直接搬入
	粗大ごみ	事業所から排出される粗大ごみ	直接搬入



4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本事項

一般廃棄物の種類		処理区分	処理主体	処 理 方 法
家 庭 系 ご み	可燃ごみ	排 出	排出者	生ごみ等はよく水を切り、紙おむつ等は汚物を取り除いて、白色半透明袋又は無色透明袋を利用し、剪定枝等（直径 10cm 長さ 30cm 程度）はひもでしばって所定の集積所に決められた日の午前 8 時 3 0 分までに排出する。
		収集運搬	委託業者	決められた日に、該当するごみを塵芥収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処 分	市	焼却処理し、その焼却灰等は埋立処分又は一部資源化する。
	不燃ごみ	排 出	排出者	無色透明袋を利用し、スプレー缶、ガスボンベ、ガスライター等とその他に分けて所定の集積所に決められた日の午前 8 時 3 0 分までに排出する。
		収集運搬	委託業者	決められた日に、該当するごみを塵芥収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処 分	市	選別・破碎処理し、金属類は資源化し、不燃残渣は埋立処分する。
	資源ごみ (プラスチック・ビニール類)	排 出	排出者	無色透明袋を利用し、所定の集積所に決められた日の午前 8 時 3 0 分までに排出する。
		収集運搬	委託業者	決められた日に、該当するごみを塵芥収集車両により、市の指定する施設に運搬する。
		処 分	市	市の指定する処理施設に搬入されたものを選別のうえ圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ引き渡す。
	資源ごみ (古布・紙類)	排 出	排出者	古布は無色透明袋を利用し、紙類はそれぞれ種類ごとにひもでしばって、所定の集積所に決められた日の午前 8 時 3 0 分までに排出する。
		収集運搬	委託業者	決められた日に、該当するごみを塵芥収集車両により、古布古紙回収業者の施設に運搬し引き渡す。
	資源ごみ (ビン・缶・ペットボトル)	排 出	排出者	それぞれ種類ごとに無色透明袋を利用し、所定の集積所に決められた日の午前 8 時 3 0 分までに排出する。
		収集運搬	委託業者	決められた日に、該当するごみを塵芥収集車両により、市の処理施設に運搬する。
		処 分	市	ビンは生ビン、白カレット、茶カレット、混合カレットに選別し資源化（混合カレットは一部埋立）する。缶はアルミとスチールに選別し資源化する。ペットボトルは圧縮・梱包し民間リサイクル事業者へ引き渡す。
	資源ごみ (有害ごみ)	排 出	排出者	蛍光管は買ったときのケースに入れて、その他はそれぞれ種類ごとに無色透明袋を利用し、所定の集積所に決められた日の午前 8 時 3 0 分までに排出する。
収集運搬		委託業者	決められた日に、該当するごみを塵芥収集車両により、市の処理施設に運搬する。	
処 分		市	選別処理後、専門処理業者へ処分委託する。	

一般廃棄物の種類		処理区分	処理主体	処 理 方 法
家庭系 ごみ	粗大ごみ	排 出	排出者	事前に総合クリーンセンターへ電話にて収集の申し込みをし、指定された日時・場所（屋外）に排出する。収集時には在宅を要する。
		収集運搬	委託業者	該当するごみを収集車両により、総合クリーンセンターに運搬する。
		処 分	市	再利用可能な家具等はリサイクルプラザにて修理し、展示販売する。再利用が不可能なもので、可燃性のものは裁断後焼却処理、不燃性のものは破碎処理し残渣等は埋立処分する。
	動物死体	排 出	排出者	集積所への排出は認めていない。
		収集運搬	排出者	排出者自らが総合クリーンセンターに運搬する。
		処 分	市	焼却処理し、その焼却灰等は埋立処分する。
事業系 ごみ	可燃ごみ	収集運搬	排出者 許可業者	排出者自らが総合クリーンセンターに運搬又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ依頼する。
		処 分	市	焼却処理し、その焼却灰等は埋立処分又は一部資源化する。
	不燃ごみ	収集運搬	排出者 許可業者	排出者自らが総合クリーンセンターに運搬又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ依頼する。
		処 分	市	選別・破碎処理し、金属類は資源化し、不燃残渣は埋立処分する。
	粗大ごみ	収集運搬	排出者 許可業者	排出者自らが総合クリーンセンターに運搬又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ依頼する。
		処 分	市	再利用可能な家具等はリサイクルプラザにて修理し、展示販売する。再利用が不可能なもので、可燃性のものは裁断後焼却処理、不燃性のものは破碎処理し残渣等は埋立処分する。
	資源ごみ (生ごみ)	収集運搬	排出者 許可業者	再生利用可能な生ごみを排出者自らが運搬又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ依頼し、処分業許可施設に運搬する。
		処 分	許可業者	発酵処理をし、適正に再生利用処理する。
	資源ごみ (剪定枝)	収集運搬	排出者 許可業者	再生利用可能な剪定枝を排出者自らが運搬又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ依頼し、処分業許可施設に運搬する。
		処 分	許可業者	破碎処理をし、適正に再生利用処理する。
	し 尿	収集運搬	許可業者	し尿排出者の申し込みにより、入間市一般廃棄物処理業許可業者（し尿を扱える者に限る）が公衆衛生上支障のない期間内に許可車両で収集し、入間西部衛生組合へ運搬する。
		処 分	組 合	入間西部衛生組合が処理する。
浄化槽汚泥	収集運搬	許可業者	浄化槽管理者の申し込みにより、入間市浄化槽清掃業許可業者が清掃を行い、入間市一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥を扱える者に限る）が許可車両で収集し、入間西部衛生組合へ運搬する。	
	処 分	組 合	入間西部衛生組合が処理する。	

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

【1】市の処理施設

(1) 焼却処理施設

施設名	入間市総合クリーンセンター（ごみ処理施設）
所在地	入間市大字新久127番地1
処理方式	流動床式准連続燃焼炉
処理能力	150t/16h（50t/16h×3基）
稼働予定日数	308日
処理見込み量	37,141t/年
残渣見込み量	2,151t/年

(2) 破碎処理施設

施設名	入間市総合クリーンセンター（粗大ごみ処理施設粗大・不燃ごみ系統）
所在地	入間市大字新久127番地1
処理方式	横軸回転衝撃せん断併用式
処理能力	40t/5h
稼働予定日数	308日
処理見込み量	1,068t/年
残渣見込み量	377t/年

(3) 資源化処理施設

施設名	入間市総合クリーンセンター （粗大ごみ処理施設空缶系統）	入間市総合クリーンセンター （粗大ごみ処理施設空ビン系統）
所在地	入間市大字新久127番地1	入間市大字新久127番地1
処理方式	機械選別式	手選別式
処理能力	5t/5h	12t/5h
稼働予定日数	308日	308日
処理見込み量	241t/年	991t/年

(4) 最終処分施設

施設名	入間市一般廃棄物最終処分場
所在地	入間市大字木蓮寺94番地1
処分場の形態	管理型処分場
埋立方式	サンドイッチ工法による準好気性埋立方式
埋立面積	16,350㎡
埋立容積	121,673㎥
埋立見込み量	2,164㎥/年

(5) し尿処理施設

施設名	入間西部衛生組合清掃センター
所在地	日高市大字上鹿山792番地4
処理方式	低希釈高負荷脱窒素処理方式+膜分離処理+高度処理
処理能力	80kl/日

【2】市外の県営・民間処理施設

(1) 入間市からの委託による処理を行う施設

施設名	埼玉県環境整備センター
所在地	大里郡寄居町大字三ヶ山368番地
処分場の形態	管理型処分場
埋立委託見込み量	焼却灰 700㎥/年 混合カレット 50㎥/年

施設名	(株)リステム広瀬工場 容器包装プラスチック処理
所在地	狭山市広瀬台2丁目16番9号
処理方式	手選別式
処理能力	2.3t/h
処理見込み量	2,105t/年

施設名	(株)木下フレンド
所在地	所沢市東所沢和田3丁目1番地10
対象廃棄物	処理困難物
処理方式	破碎
処理能力	4.6t/日
処理見込み量	700m ³ /年

施設名	野村興産(株)イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
対象廃棄物	廃乾電池・廃蛍光管
処理方式	選別 資源化
処理見込み量	60t/年

施設名	ツネイシカムテックス(株)埼玉工場
所在地	大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1
対象廃棄物	焼却灰
処理方式	選別 資源化
処理見込み量	1,000t/年

施設名	ガラスリソーシング(株)本社工場
所在地	千葉県銚子市春日町740番地1
対象廃棄物	混合カレット
処理方式	破碎 資源化
処理見込み量	650t/年

(2) 事業者からリサイクル目的で排出される一般廃棄物を処理する施設

施設名	オリックス資源循環㈱
所在地	大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
対象廃棄物	可燃物(事業系)
処理方式	焼却 溶融化
処理見込み量	216m ³ /年

施設名	(株)アイルクリーンテック
所在地	大里郡寄居町大字三ヶ山328番地
対象廃棄物	生ごみ
処理方式	堆肥化
処理見込み量	200m ³ /年

施設名	(株)ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場
所在地	所沢市林1丁目299番地8
対象廃棄物	生ごみ
処理方式	堆肥化
処理見込み量	76m ³ /年

(3) 使用済小型家電リサイクル目的で排出される一般廃棄物を処理する施設

施設名	リバーホールディングス㈱
所在地	東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル15階
対象廃棄物	使用済小型家電
処理方式	選別 資源化
処理見込み量	80t/年

【3】入間市一般廃棄物処分業許可による施設

施設名	比留間運送㈱
所在地	入間市大字中神764番地16
取り扱う一般廃棄物の種類	生ごみ、木くず
処分の区別	中間処理
処理方式	発酵、加圧混練発酵
処理能力	発酵(17.55t/年)、加圧混練発酵(5.84t/年)
処理見込み量	720m ³

6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 計画期間

平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで

(2) 計画区域

入間市全域

(3) 計画人口

一般廃棄物の種類	計画収集人口	処理計画量
ごみ	148,383人	44,066t
し尿	486人	869kl
浄化槽汚泥	18,481人	11,175kl

(4) 収集及び処理しない一般廃棄物(排出禁止物)

区分	品目	処理方法
有毒性物質を含むもの	農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性又は強アルカリ性の物質	販売店に引き取ってもらうか専門の廃棄物処理業者へ依頼
危険性のあるもの	揮発油(ガソリン、ベンジン、シンナー等)、廃油類、灯油、ガスボンベ、火薬類、消火器、バッテリー	販売店に引き取ってもらうか専門の廃棄物処理業者へ依頼
著しく悪臭を発するもの	汚物、汚泥	廃棄物処理業者へ依頼
容積若しくは重量が著しく大きいもの又は著しく長いもの	ピアノ、自動車部品(タイヤ、バンパー、マフラー等)、耐火金庫、浴槽、浄化槽、大型金属物(ポンプ、モーター、鉄柱、鉄棒等)、ボイラー、門扉、レンガ、コンクリート、ブロック、自動販売機、ワイヤ等、うす、看板(営業用大型)、切り株(木の根)、コピー機(業務用)、芝刈り機(エンジン付き)、据置ストーブ(重量の大きいもの)、製氷機(業務用)、太陽熱温水器、陳列棚(業務用)、麻雀台(全自動)、バイク	販売店又は施工業者に引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼
特定家庭用機器再商品化(平成10年法律第97号)により特定家庭用機器として指定されたもの	ユニット型エアコンディショナー テレビジョン受信機 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 電気洗濯機 衣類乾燥機	販売店に引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)により指定再資源化製品として指定されたもの	パーソナルコンピューター(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、自作したパーソナルコンピューター等も含む。)	製造メーカー等へ処理依頼
その他	その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	販売店に引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼

(5) 一般廃棄物処理手数料及び粗大ごみ処理手数料

入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条別表第1及び入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第4条別表第2による。

(6) 一般廃棄物の受付時間等

施設名	受付時間等	受け入れる一般廃棄物の種類
入間市総合クリーンセンター	①受付時間 月曜日から金曜日 (午前) 8:30～11:30 (午後) 1:00～4:00 土曜日 (午前) 8:30～11:30 ②休日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)	「3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」による

(7) ごみ集積所の取り扱い

ごみ集積所は、別に規定する「入間市ごみ集積所設置要綱」の手續に基づき設置するものとし、ごみの排出に当たっては、収集日当日の午前8時30分までに当該ごみ集積所に排出するものとし、廃棄物は家庭系廃棄物のみとする。また、ごみ集積所は、利用者が維持管理し、排出物が飛散等しないよう努めるものとする。

7 一般廃棄物処理業許可業者

(1) 収集運搬業者

業 者 名	住 所	業 者 名	住 所
加藤商事(株)	川越市上寺山 4-1	(有)向上舎	狭山市上広瀬 1224-1
西武衛生(有)	入間市小谷田 2-1-3	(有)丸山産業	入間市豊岡 2-2-6
(株)山口商会	入間市宮寺 3086	(有)サニークリーン	入間市扇町屋 5-5-12
(有)田辺商店	飯能市川寺 187-6	(有)石川商店	入間市宮寺 3185-24
(株)木下フレンド	所沢市東所沢和田 3-1-10	高根商事(株)	立川市西砂町 3-22-5
(株)フクヤマ	ふじみ野市旭 1-13-26 ソイふじ野102	比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3
山代商店	飯能市青木 147 ルミナ B203	(有)トータルサービス	八王子市元八王子町 2-1310-3
佐藤商事	入間市宮寺 2030-5	(有)エム・クリーン	狭山市水野 62-24
(有)城西紙業	入間郡毛呂山町下川原 886-1	(株)エス・イーティ	所沢市東所沢和田 2-32-5
(株)アユミ・プラン	所沢市三ヶ島 1-144-3	(株)小見山商事	狭山市広瀬台 2-7-3
(株)高橋産商	さいたま市北区吉野町 2-5-12	(株)ヤマキ	熊谷市三ヶ尻 3884
相模原紙業(株)	相模原市中央区南橋本 1-18-15	ヤマダ産業(株)	川越市府川 66-2
秋波商店	入間市寺竹 520-3	(株)ウチダ	ふじみ野市苗間 1-6-10
(有)三栄商事	入間市宮寺 705-3	南栄産業(株)	八王子市小比企町 552-3
(有)フィールドプロテクト	狭山市柏原 2683	貫井紙業	入間市中神 1012-3
丸順商事(有)	羽村市富士見平 2-1-14	加藤商事(株)	所沢市けやき台 2-31-2
(有)吉川産業	入間市宮寺 1981	(株)クリーンネス藤原	日高市田波目 581-3
(株)MANO	入間市狭山台 4-16-10	(株)富士商事	昭島市美堀町 3-1-6
(有)飯能清掃センター	飯能市南町 13-1	入間集積産業(有)	入間市小谷田 231-2
クリーンシステム(株)	さいたま市浦和区常盤 5-2-18	(株)雅	所沢市狭山ヶ丘 1-3000-2 B-302
(株)高澤商店	東松山市六軒町 18-13		

(2) 浄化槽清掃業

業 者 名	住 所	業 者 名	住 所
加藤商事(株)	川越市上寺山 4-1	(有)向上舎	狭山市上広瀬 1224-1
西武衛生(有)	入間市小谷田 2-1-3	(有)丸山産業	入間市豊岡 2-2-6
(株)山口商会	入間市宮寺 3086		

(3) 一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可方針

現在ある許可業者数により、市域から発生する一般廃棄物について、適正かつ安定的に収集及び運搬が行われているため、新規の許可は行わない。ただし、再生利用を目的とし、適正な施設への継続的な搬入計画があるなどの特別な事情がある場合はこの限りではない。

なお、将来において許可業者が減少した場合、状況に応じて市内業者に限り新規許可の付与を検討する。（その際、必要以上の競争を招かないよう十分留意する。）